## 公立学校教職員の懲戒処分の概要

## 〇道路交通法違反(酒気帯び運転) 信用失墜行為

(1) 処分年月日 令和7年3月15日

(2) 処分の量定 免職

(3) 所属・職種 公立学校教職員

(4) 処分の理由 令和7年1月21日、勤務校から自宅に向けて自家用

自動車を運転中、米子市の県道において、信号待ちのため 停止していた車両に追突する事故を起こし、駆けつけた 警察官が呼気検査を行ったところ、呼気1リットル当た り0.55mgのアルコールが検出され、同日午後7時10分 に道路交通法違反で現行犯逮捕された。

## 〇自動車運転死傷処罰法該当(過失運転致傷) 信用失墜行為

(1) 処分年月日 令和7年3月15日

(2) 処分の量定 戒告

(3) 所属·職種 県立学校教職員

(4) 処分の理由 自家用自動車で運転走行中、右折進行しようとしたと

ころ、前方の道路上を横断歩行中の被害者の確認及び進路の安全確認が不十分のまま進行したことにより被害者に衝突し転倒させ、加療約3か月間の傷害を負わせる人

身事故を起こした。

## 〇信用失墜行為

(1) 処分年月日 令和6年度

(2) 処分の量定 免職

(3) 所属·職種 県立学校教職員

(4) 処分の理由 生徒と不適切な関係を持った。